細則 (9)

中央駐車場の利用について

ご利用の方は下記事項をお守り下さい。

1、当駐車場は、買い物、自治会センターの利用、郵便局・駐在所・下志津小学校等への用事を目的とした外来者のための公共の駐車場です。

2、利用時間以外の駐車は禁止します。

これ以外の目的での利用はできません。

利用時間は、 午前8時30分~午後10時

また、利用時間以外には、利用者に予告なく駐車場を閉鎖・施錠することがあります。

- 3、白線に従って順序正しく駐車し、必ずロックをして下さい。
- 4、当駐車場で発生した車両事故、盗難等については、利用者の責任となります。
- 5、目的外の利用、利用時間外の利用等不正利用者には、次の措置を講じます。
 - (1) 車両番号を中志津自治会に記録・登録します。
 - (2) 注意または警告のステッーカー等をフロントガラスに貼ります。
 - (3) 再三の注意または警告にも拘らず不正利用が改善されない場合は、 利用の禁止・警察への通報等の措置を講じます。

付則 取り決め事項(1)を改定し、細則として制定 平成17年11月26日 制定・施行 (駐車場の看板の書き換え)

中志津公共駐車場の利用について

- 1、当駐車場は、買い物、自治会センターの利用、郵便局・駐在所・ 下志津小学校等への用事を目的とした外来者のための公共の駐車 場です。 これ以外の目的での利用はできません。
- 2、利用時間以外の駐車は禁止します。

利用時間は、 午前8時30分~午後10時

また、利用時間以外には、利用者に予告なく駐車場を閉鎖・施錠することがあります。

- 3、当駐車場で発生した車両事故、盗難等については、利用者の責任となります。
- 4、私的の駐車場代わりに利用する等の不正利用者には、次の措置を講じます。
 - (1) 車両番号を中志津自治会に記録・登録します。
 - (2) 注意または警告のステッーカー等をフロントガラスに貼ります。
 - (3) 再三の注意または警告にも拘らず不正利用が改善されない場合は、必要な措置を講じます。

中志津自治会 佐 倉 市

(不正利用者への通知文)

車の移動についてのお願い

ご承知のとおり、中央駐車場は、買い物、自治会センターの利用、郵便局・駐在所・下志津小学校等への用事を目的とした外来者のための公共の駐車場です。

最近、利用者より、駐車場が混み合い利用できないとの苦情がたびた び寄せられ、特定の車両が常時駐車しているとの指摘も受けております。

中志津自治会の運営委員会でも同様の意見が出され駐車場の利用状況の調査と改善に取り組むこととなり、10月11日(火)から17日(月)の1週間、1日6回にわたり駐車状況を調査いたしました。

その結果、貴方様所有の下記の車両は、

終日にわたり駐車されており、利用目的外の駐車と認められます。

速やかに車両を移動いただくとともに、今後は、利用目的外の駐車行為をされませんようお願いいたします。

なお、貴方様の車両は目的外の駐車があった車両として中志津自治会 に記録・登録し、今後の駐車状況をチェックさせていただきますことを申し 添えます。

> 平成17年10月 中央駐車場管理責任者 中志津自治会

中央駐車場問題の解決方法

- 1、違反駐車として改善対象とする車両
 - ① 中志津地域に居住している者が恒常的に駐車し、実態として自己の駐車場代 わりとしている車両。
 - ② 中志津地域外から通勤する者が駐車場代わりとして日中長時間にわたり駐車している車両
- 2、通勤する者が駐車場代わりとしている車両の取扱い方法の意思統一
 - ① 通勤車両も違反車両として移動を要請(勧告)するかどうか決める。
 - ② この場合、カワグチに店舗出店要請をしたときに、駐車場の利用について容認する話があったかどうか調査する。
- 3、駐在の北山氏に協力要請
 - ① 違反駐車の調査・改善策を説明しアドバイスを受ける。
 - ② 駐在の北山氏に違反駐車車両のリストを渡せば所有者の情報が受けられるかどうか確認する。

3、駐車車両の実熊調査

- ① 10月11日(火)から17日(月)の一週間駐車車両の実態調査を(終日)行う。
- ② 調査結果に基づき、車両の所有者を調査する。
- ③ ①及び②により、具体的な行動について関係区長と協議する。

4、実施手順

- ① 駐車場の改善のための取り組み方を飛田・柳区長と協議をし、協力をお願いする。
- ② カワグチ・郵便局等に駐車場問題を説明し、通勤のために利用している自動車の車両番号を届け出てもらう。
- ③ 中央商店会に駐車場問題を説明し、改善のための理解と協力をお願いする。

5、解決への行動

- ① 中央駐車場の利用について(取り決め事項)の改正と看板の建て替え イ、費用等の予算化と佐倉市の費用負担についても要請する。
- ② 中志津に居住する者が駐車場代わりにしている車両については、移動を要請 (勧告)する。

なお、居住者のいる当該区長にどこまで協力いただけるか事前に協議しておく。